②　次のいずれかの要件に該当すること。

イ　当該候補者を保険業法第53条の２第５項、第53条の16において準用する会社法第373条第１項第２号又は保険業法第53条の24第３項の社外取締役であるものとする予定があること。

ロ　当該候補者を当該相互会社の社外取締役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。

⑶　社外監査役候補者　次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

①　当該候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合には、社外監査役となる見込みであること。

②　次のいずれかの要件に該当すること。

イ　当該候補者を保険業法第53条の５第３項の社外監査役であるものとする予定があること。

ロ　当該候補者を当該相互会社の社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。

⑷　業務執行者　次に掲げる者をいう。

①　業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

②　業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに相当する者

③　使用人

９　保険業法施行規則第23条第１項第３号イに掲げる事項から除かれる事項は、５⑴③④、５⑵③及び５⑶③並びに６⑴③に掲げる事項とする。

別紙様式第六号中間業務報告書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意５中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式第１の６の表記載上の注意１中「及び７を除く。）」を「、７及び８を除く。）。」に改め、同記載上の注意２②中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に改め、同記載上の注意２③中「第345条第２項（同条第４号」を「第342条の２第２項又は第345条第２項（同条第４項」に、「第345条第２項（法」を「第342条の２第２項又は第345条第２項（法」に改め、同記載上の注意３中「社外役員（」の下に「株式会社にあっては、」を、「規定する社外役員」の下に「をいい、相互会社にあっては別紙様式第５号記載上の注意８⑴に規定する社外役員」を加え、同記載上の注意６中「監査役」の下に「、監査等委員」を加え、同記載上の注意中７を８とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　保険会社が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　保険会社が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

別紙様式第六号第１の８⑴の表を次のように改める。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

別紙様式第六号第２（生命保険株式会社）及び（損害保険株式会社）の表記載上の注意１⑯中「法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第六号の二中間業務報告書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意５中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式第１の６の表記載上の注意１中「及び７」を「、７及び８」に改め、同記載上の注意２②中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に改め、同記載上の注意２③中「第345条第２項」を「第342条の２第２項又は第345条第２項」に、「理由。」を「理由」に改め、同記載上の注意３中「社外役員（」の下に「株式会社にあっては、」を、「規定する社外役員」の下に「をいい、相互会社にあっては別紙様式第５号記載上の注意８⑴に規定する社外役員」を加え、同記載上の注意６中「監査役」の下に「、監査等委員」を加え、同記載上の注意中７を８とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　保険会社が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　保険会社が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

別紙様式第六号の二第１の８⑴の表を次のように改める。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

別紙様式第六号の二第２（生命保険株式会社）及び（損害保険株式会社）の表記載上の注意１⑯中「法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第六号の三中間連結業務報告書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第２の２⑴及び⑵の表記載上の注意２⑫中「法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第七号目次第１の２に次のように加える。

⑶　責任限定契約

別紙様式第七号目次第１の３⑴中「兼任」を「兼職」に改め、同目次第１の３中⑶を削り、⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、同目次第１の10を同目次第１の12とし、同目次第１の９を同目次第１の11とし、同目次第１の８の次に次のように加える。

９　特定完全子会社に関する事項

10　親会社等との間の取引に関する事項